

記載対象は経営トップが退任したケースに限定

# 元代表取締役会長が相談役に 就任した場合も開示が必要か？

東京証券取引所は、退任した代表取締役社長等が相談役・顧問等に就任する場合、氏名、役職・地位、業務内容等の開示を任意で求める制度を平成30年1月1日以後提出するコーポレート・ガバナンス報告書から導入する。記載対象となるのは“上場会社の経営トップ”であった者に限定されるため、代表取締役副社長や主要な子会社の代表取締役社長であった者が退任して相談役・顧問等に就任しても記載の対象外となる。また、代表取締役会長に関しては各上場会社の実情に沿って判断されることになる。実質的な経営トップが代表取締役社長であり、かつ代表取締役会長が過去に社長に就任していなければ退任して相談役・顧問等に就任しても記載の対象外となる。

## 代表取締役であっても副社長なら対象外

東京証券取引所は8月2日、相談役・顧問等の開示に関する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領を改訂し、各上場会社に通知した。退任した代表取締役社長等が相談役等に就任する場合、任意で氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件、社長等退任日、任期を開示するというもの(図表参照)。経済産業省が3月31日に公表した「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」や6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」に相談役・顧問等に対する開示制度の導入が盛り込まれており、同取引所が検討していた。平成30年1月1日以後提出するコーポレート・ガバナンス報告書から記載することができる。

### 会社法上の役員から退任した者が対象

今回の開示制度は強制適用ではないため、仮に記載しなくても特に罰則等は設けられて

いない。しかし、昨今では、経営責任を有さない相談役・顧問等による現役の経営陣への不当な影響力の行使が生じているのではないかといった点などが指摘されていることを考慮すると上場会社の多くが開示を行うことが想定されよう。

ただし、記載の対象になるのはあくまでも名称に関わらず「上場会社の経営トップ」であったものに限定される。通常は上場会社の代表取締役社長や代表執行役、CEO経験者が想定されている。したがって、例えば、代表取締役副社長など、代表権のある取締役であっても経営トップではなかった者や、持株会社の主要な子会社の代表取締役社長であった者が退任して上場会社の相談役・顧問等に就任したとしても記載の対象外となる。

なお、記載対象は会社法上の役員の地位から退いた者となる。このため、代表取締役社長であった者が取締役会長や取締役相談役と

【図表】「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載欄新設イメージ

■ 記載する / □ 記載しない

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

その他の事項

本欄は自由記載欄

(記載事項の例)

- ・相談役・顧問等の存廃にかかる状況（「既に廃止済み」、「制度はあるが現在は対象者がいない」など）
- ・相談役・顧問等に関する社内規程の制定改廃や任命に際しての、取締役会や指名・報酬委員会の関与の有無
- ・相談役・顧問等の報酬総額など

※「元代表取締役社長等」には、元代表取締役社長の他、元CEO（最高経営責任者）や元代表執行役社長を含む。

※取締役など会社法上の役員の地位にとどまっている場合は対象外。

※「業務内容」については、社内で経営に関わっている場合には、その内容について記載することが考えられる。社内における業務内容を記載する他、社外の活動（公職等）に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられる。単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実態が無い旨の説明を記載することが考えられる。

※報酬については、給与、顧問料など費目の名称は問わない。

(出典：東京証券取引所)

なっている場合にはその時点では記載対象とはならず、取締役退任後に相談役・顧問等に

就任すれば記載対象となる。

## 経営トップが会長なら社長は記載の対象外

また、上場会社に代表取締役会長及び社長がいるケースでは、各上場会社における会長の位置付けで判断されることになる。実質的な経営トップが代表取締役社長であれば、代表取締役会長が退任して相談役・顧問等に就任しても記載の対象外となる。ただし、代表取締役会長が過去に社長に就任したことがな

いことが前提となる。

逆に代表取締役会長が当該上場会社の実質的な経営トップであれば、代表取締役社長が退任して相談役・顧問等に就任しても記載の対象外となる。

なお、記載対象外の者であっても上場会社が任意に開示することは可能となっている。